

檜原町東部町会会則

第一章 総 則

(名 称)

第1条 本会は檜原町東部町会と称する。

(組織の区域)

第2条 本会は原則として八王子市檜原町東部に居住する者をもって組織し、運営上別に定める地区、及び班に区分する。

(事 務 所)

第3条 本会の事務所は町会長宅に置く。

(目 的)

第4条 本会は会員相互の親睦を図り、福祉の増進につとめるとともに自治意識を高め市政の円滑な運営に寄与するため、公共団体との連絡を密にし、以って社会文化の進展に貢献することを目的とする。

第二章 会 員

(会員の構成)

第5条 本会の会員は原則として檜原町東部地域内に居住する世帯主及び同居の家族をもって構成する。

2. 前項の他、町会の事業活動により共同の利益をうける事務所・営業所・工場・学校等の代表者・管理者も会員に加えることができる。

第三章 役 員

(役員の種類及び選任)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 若干名 会計 1名 監事 3名
理事 若干名 班長 各班に1名

2. 会長は総会において選挙又は推薦により選出する。
3. 副会長は・会計・監事は会員中より会長が指名する。
4. 理事は各地区から若干名を各班の総意により選出する。
5. 班長はその地区内会員の推薦により選出する。

(顧問 相談役)

第7条 本会に顧問、相談役を置くことができる。

2. 会長はこの場合三役会にて審議し決定する。

(役員の仕事)

第8条 会長は町会を代表し会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。
3. 会計は本会の会計事務を行う。
4. 理事は各班を掌握し事業の執行に当るほか本会の運営に反映することに努める。
5. 班長は町会と班との連絡に当たり班内の事務を行う。
6. 監事は本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第9条 本会役員の仕事は2ヵ年とする。但し班長は1年とする。

補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第四章 会 議

(会議及び招集)

第10条 本会は次の会議を行い会長がこれを招集し議長をつとめる事も出来る。

- 1 総 会 (役員をもって構成する)
- 2 役員会
- 3 三役会

(総 会)

第11条 本会の総会は、定例総会及び臨時総会とする。

- 2 定例総会は年1回4月に開催し、事業報告、事業計画、会計決算、予算の承認及び役員の選出等を審議する。
- 3 臨時総会は会長が必要と認めた時、または、会員の二分の一以上から付議事項を示して請求のあったとき開催し必要事項を審議する。

(役 員 会)

第12条 役員会は三役、理事、班長をもって構成する。

- 2 役員会は定例会を毎月1回会長が招集し、会の運営並びに事業遂行について審議する。又会長が必要と認めた時は、臨時役員会を開くことができる。

(三 役 会)

第13条 三役会は会長、副会長、会計をもって構成する。

- 2 三役会は定例会を毎月1回会長が招集し、会の運営並びに事業遂行について審議する。又会長が必要と認めた時は、臨時三役会を開くことができる。

(会議の成立と議事の決定)

第14条 総会及び役員会は会員の出席をもって成立する。

- 2 総会及び役員会の議事は出席者の総意により決定する事を原則とし、採決を要するとき、出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。

第五章 運 営

(業務の種類)

第15条 本会は、第4条の目的を達成するため次の各部を置く。

- 2 総務部、文化部、環境部、防犯部、広報部、交通部、体力づくり、婦人部、芸能部、子供育成会
自治消防団、老人会

(業 務 部)

第16条 前条の部に部長を置く。

- 2 会務を民主的かつ能率的に処理し部長を補佐するため会長は役員会に回り会員の中から適任者を各部に必要数を指名し配置することが出来る。

第六章 会 計

(会の経費)

第17条 本会の経費は、会費及び補助金、並びにその他の収入をもってこれに充てる。

(会 員)

第18条 会員は毎月別に定める一定額の会費を納付するものとする。なお必要に応じ臨時会費を徴収することができる。但し、この場合は役員会の決議を必要とする。

(会 費)

第19条 本会の会費は毎月200円とする。

但し、会計上必要ある場合は会費の値上げをする事が出来る。この場合は役員会の決議を必要とする。

(会計)

第20条 本会の会計は必要な帳票~~その他~~を備え、収支はすべて予算に計上し、その収支は常に明確にして総会の承認を得なければならない。

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第七章 補 則

(会則の改廃)

第22条 本会則の改正または廃止については、総会の決議を経なければならない。

(弔 慰 金)

第23条 本会の会員(同居の家族)が死亡した時、3千円の御香典を出す。

2. 本会の役員(本人)が死亡した時、花輪又は生花を町会より出す。

(還 付 金)

第24条 本会は簡易保険の団体払込制度を利用して払込み団体を組織する。なお払込み団体の運営については、別に規約を定める。

(附 則)

第25条 この会則の改正は平成10年4月10日から施行する。

附 則

(本会則は平成12年6月10日一部改正)

第12条 役員会は、三役、理事、班長、相談役をもって構成する
の相談~~役~~を削除 平成12年6月10日削除